

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成22年12月1日から平成23年2月14日までの〇〇〇〇に係る児童記録票」に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成23年4月13日付けで行った部分開示決定のうち、別表に掲げる部分については開示すべきである。

実施機関が行ったその余の決定については、妥当である。

### 2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、開示請求者本人（以下「児童A」という。）の法定代理人として、実施機関に対し平成23年2月14日付けで〇〇児童相談所（以下「児童相談所」という。）を担当課所とする「平成22年12月1日から平成23年2月14日までの〇〇〇〇に係る児童記録票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成23年4月13日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成23年5月11日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年7月1日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年7月1日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年8月1日、申立人から意見書の提出を受けた。

- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年7月26日、申立人による口頭意見陳述の聴取を行った。

### 3 申立人の主張の要旨

(省略)

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 申立人は、未成年者である児童Aの父親であり、児童Aの法定代理人として児童Aに係る本件対象保有個人情報の開示を請求したものである。
- (2) 実施機関は、以下の事実を考慮し、開示することにより児童虐待の被害者である児童Aの治療を妨げるなど、児童Aの権利利益を害するおそれのあるものであり、条例第17条第2号の不開示情報に該当すると判断した。

ア 児童Aは、平成〇〇年〇〇月〇〇日を含め、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

家庭において〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事実から、申立人夫妻の児童Aに対する養育・監護が不適切であったと認められる。児童相談所は、児童Aの当時の主治医の助言も踏まえ、施設入所の調整の間、保護の継続が必要なため、平成〇〇年〇月〇日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に児童福祉法第33条による一時保護委託を行った。

イ 一方、申立人は、こうした児童相談所の方針に対し、「施設入所に同意する。」と公言はするものの、施設入所後の面会や外出を含めた児童の処遇方針を話し合う場では、必ず過去の面会状況などを次々と問題にするため、本題である合意を形成するための話し合いが成り立たない状況が続いていた。

ウ 施設入所後の面会や外出の制限を含めた処遇方針について、申立人と合意に達しなかったため、児童相談所長は、親権者の施設入所に対する同意は得られていないと判断し、平成〇〇年〇〇月〇〇日に児童福祉法第28条第1項に基づき本件審判の申立てを行った。

- (3) 申立人と県は、本件審判の過程において、児童Aの施設入所について対立する主張を述べ、争っていたものである。このように県とは対立する地位にある申立人が、開

示されないことを前提になされた県と裁判所とのやりとりを知ることにより、申立人がその情報を争訟に利用したり、また争訟に利用されないにしても、その情報を知ることにより、県が争訟において不利な地位におかれ、県の地位が害されるおそれがある。以上のことから、県の機関が行う争訟に係る事務に関する情報であって、申立人に開示することにより、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、条例第17条第7号ロに定める不開示情報に該当する。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成22年12月1日から平成23年2月14日までの〇〇〇〇に係る児童記録票」に記載された保有個人情報であり、具体的には調査・面接記録及び取扱経過記録等に記載された保有個人情報である。児童記録票は、児童Aに関する総合的なファイルであり、児童Aの医療記録や児童Aの保護に係る記録のほか、行政不服審査法上の審査請求、本件審判及び保有個人情報開示請求への対応など、児童相談所の行う業務に係る全般的な事柄についての記録とこれらに関する資料から構成されており、その全てが児童Aに関して作成された児童Aの個人情報である。

以下、本件処分により不開示とされた個々の情報（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

### (2) 条例第17条第2号該当性について

ア 条例第17条第2号は、「第15条第2項の規定による開示請求に係る本人に関する情報であって、開示することにより、当該本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と定めている。本件対象保有個人情報が条例第17条第2号の不開示情報に該当するというためには、法定代理人である申立人に対して本件対象保有個人情報を開示することによって、児童Aの権利利益を害するおそれがあることが認められなければならない。

イ 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分のうち、6ページ記載欄16行目から20行目、20ページ記載欄16行目内容欄9字目から同ページ末尾、25ページ、41ページ、66ページから76ページ、84ページには、児童A自身に関する医療情報及び児童Aに対する実施機関の保護業

務に関する情報が具体的に記載されており、児童相談所の担当職員による児童Aに対する専門的評価又は判断に関する情報が含まれているものと認められる。

ところで、当審査会における申立人及び実施機関の主張によれば、児童Aについては、○○○○○○○○○○○○○○○○○事実及び○○○○○○○○○○○○○○○○○  
事実が認められる。かかる事情を考慮すれば、児童Aは精神的及び情緒的安定を必要としていると認められるところ、本件対象保有個人情報を開示し、児童Aが本件対象保有個人情報に記載されている具体的な医療情報や保護業務に関する情報を知った場合、児童Aに対する専門的評価又は判断に関する情報が含まれていることに鑑みれば、精神的及び情緒的に不安定になり、児童Aの治療を妨げるおそれが認められる。

この点、申立人は、面会通信制限により児童Aに関与できないことを理由に、申立人に個人情報を開示しても児童Aの治療に影響はないはずであり、条例第17条第2号に該当しない旨主張している。

しかし、児童の保護業務は児童虐待防止法（平成12年法律第82号）第4条第1項に基づき、親子の再統合の促進に配慮して行われるものである。現時点で申立人が児童Aに接触できないからといって、将来的に親子の再統合が想定される以上、今後児童Aの権利利益が害されるおそれを否定することはできないから、申立人の主張は採用できない。

したがって、上記の児童A自身に関する医療情報及び児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報については、開示することにより児童Aの権利利益を害するおそれが認められるので、条例第17条第2号の不開示情報に該当する。

ウ しかし、本件不開示部分のうち、行政不服審査法上の審査請求及び保有個人情報開示請求への対応その他の事務手続に関する情報（別表①）は、上記の児童A自身に関する医療情報及び児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報とは異なり、直ちに児童Aの治療や監護環境に悪影響を及ぼすとはいえず、開示しても児童Aの権利利益を害するおそれは認められないので、条例第17条第2号に定める不開示情報には該当しない。

(3) 条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号ロ該当性について

(ア) 実施機関は、本件不開示部分のうち争訟に係る事務に関する情報について、条例第17条第2号の不開示情報に該当することに加えて、開示すると実施機関の争訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると主張しているため、検討する。

(イ) 条例第17条第7号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、ロとして「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を挙げている。本件審判はいわゆる争訟的非訟事件であることから、その事務に関する情報は「争訟に係る事務」に関する情報に該当すると認められる。

(ウ) 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分のうち、17ページ記載欄3行目から21行目、18ページ記載欄3行目から12行目には、本件審判期日において審判官と児童相談所職員との間でなされた審問の内容及びその内容を踏まえた県の対応方針に係る協議・検討の内容に関する情報が具体的に記載されているものと認められ、「争訟に係る事務」に関する情報に該当すると認められる。

この点、申立人は、本件審判が確定している以上、争訟に係る事務として県の地位が不当に害されるおそれはない旨主張している。

しかし、たとえ本件審判が終了し確定しているものであつても、今後も県と申立人との間で児童Aに対する保護業務に関する争訟が係属する蓋然性が高いと認められることから、当該部分に記載された内容を詳細に分析することにより、どの段階でどのように対応するかといった県の争訟における内部的な情報が明らかにされることで、今後の県の争訟に関する事務に関し、県の争訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。したがって、上記の本件審判期日における審問の内容及びその内容を踏まえた県の対応方針に係る協議・検討の内容に関する情報は、条例第17条第7号ロの不開示情報に該当するため、開示

すべきではない。

- (エ) これに対し、上記以外の本件審判期日における審問の内容、県の方針に関する情報及び審判に係る一般的事務手続に関する情報（別表②）については、開示しても県の争訟当事者としての地位を不当に害するおそれは認められず、条例第17条第7号ロには該当しない。

イ 条例第17条第7号本文該当性について

- (ア) 条例第17条第7号本文は、「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外についても「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を包括的に不開示情報としている。

- (イ) 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分のうち、11ページ記載欄9行目から21行目、13ページ記載欄12行目及び13行目内容欄1字目から26字目まで、20ページ記載欄12行目から14行目、36ページ、37ページには、児童の福祉に係る業務に携わる者相互の自由な意見交換や連携の内容に関する情報が具体的に記載されているものと認められる。

- (ウ) ところで、児童相談所は、児童福祉法に基づいて、都道府県により設置され（同法第12条第1項）、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、上記②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと等の業務を行うものとされており（同法第12条第2項、第11条第1項参照）、これらの業務を適正に遂行するためには、児童の福祉に係る業務に携わる者相互の自由な意見交換や連携を通じて、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが不可欠となると認められる。

しかるに、当該部分を開示すると、今後、児童相談所職員が開示されることをおそれて自由な意見交換や連携の内容を児童記録票に記載することを躊躇することが想定され、その結果、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが困難となるおそれが認められる。

したがって、今後の児童Aに対する実施機関の保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められ、条例第17条第7号本文の不開示情報に該当するため、開示すべきではない。

(4) 開示すべき部分について

上記(2)、(3)から、別表①②に掲げた部分については条例が定めるいずれの不開示理由にも該当しないため、開示すべきである。

(5) 申立人のその他の主張について

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、土田 伸也、野崎 正

### 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成23年 7月 1日	諮問を受ける(諮問第47号)
平成23年 7月 1日	実施機関から理由説明書を受理
平成23年 8月 2日	申立人から意見書を受理
平成23年 9月14日	審議
平成23年10月20日	審議
平成23年11月25日	審議
平成23年12月21日	審議
平成24年 1月17日	審議
平成24年 2月14日	審議
平成24年 3月27日	審議
平成24年 4月25日	審議
平成24年 5月24日	審議
平成24年 7月26日	申立人による意見陳述及び審議

平成24年 9月25日	審議
平成24年10月 4日	答申



答申第40号（諮問第47号）別表

	個人情報の種別	開示すべき部分
①	行政不服審査法上の審査請求及び保有個人情報開示請求への対応その他の事務手続に関する情報	1 ページ記載欄 11-21 行目 3 ページ記載欄 16 行目 3 ページ記載欄 20-27 行目 5 ページ記載欄 11-13 行目 6 ページ記載欄 1-15 行目 11 ページ記載欄 1-8 行目、欄外の記載事項 13 ページ記載欄 1-3 行目、10-11 行目、13 行目内容欄 27-35 字目、14 行目 14 ページ記載欄 13-17 行目 15 ページ記載欄 24-26 行目 18 ページ記載欄 15-17 行目 18 ページ記載欄 21 行目 19 ページ欄外の記載事項 20 ページ記載欄 4-6 行目 20 ページ記載欄 16 行目日付欄、内容欄 1-8 字目 21 ページ 23、24 ページ 26-35 ページ
②	審問の内容、本件審判における県の方針に関する情報及び審判に係る一般的事務手続に関する情報	2 ページ記載欄 8-12 行目 2 ページ記載欄 26-27 行目 3 ページ記載欄 1-3 行目 4 ページ記載欄 1-6 行目 5 ページ記載欄 1-10 行目 8 ページ記載欄 1-14 行目 9 ページ記載欄 1-7 行目 10 ページ記載欄 1-6 行目 12 ページ記載欄 1-11 行目 13 ページ記載欄 4-9 行目 17 ページ記載欄 1-2 行目 18 ページ記載欄 1-2 行目 18 ページ記載欄 22 行目 20 ページ記載欄 8-11 行目 40 ページ 42-45 ページ 55～65 ページ 86～88 ページ

